

Uターン・新規参入・後継者の皆さん

近畿地方で就農するなら！

農業者年金加入者に参加しませんか？

新規就農される方を含めて、農業者の皆さんが加入している国民年金の上乗せ年金として、農業者だけが加入できる農業者年金制度があります。

国民年金の支給額は40年加入で一人当たり月額6万6千円、夫婦あわせて月額13万2千円ですが、農家の老後の家計費は夫婦二人で月額約26万円かかっています。

このように国民年金だけでは老後の備えは十分とはいえず、老後の生活費は自分で準備する必要があります。サラリーマンは国民年金（基礎年金）の上乗せ年金として厚生年金に加入しています。新規就農された皆様も農業者年金に加入してサラリーマン並みの年金を受け取りましょう。

この農業者年金は、公的年金ならではのメリットに加え、政策年金ならではの特別な支援があります。

支援・優遇制度

- 農業に従事されている方（60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事）は誰でも加入できます。
- 自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金なので、財政基盤が安定しており、少子高齢化時代でも安心な年金制度です。
- 保険料の額は、自分の必要とする年金額の目標に向けて自由（月額2万円～6万7千円）に決められます。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 支払った保険料は、全額（1人年額80万4千円まで）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30％程度）になるなど、公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 認定就農者（認定農業者）で青色申告をしている方など農業の担い手には、政策年金ならではの保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。



国が支える。安心が大きくなる

担い手 積立年金 【愛称】

農業者年金

● 農業者年金に関するお問い合わせは、近畿地方各府県の農業会議まで

滋賀県農業会議 ☎077(523)2439(直)
大阪府農業会議 ☎06(6941)2701(直)
奈良県農業会議 ☎0742(22)1101(代)

京都府農業会議 ☎075(441)3660(直)
兵庫県農業会議 ☎078(361)8110(直)
和歌山県農業会議 ☎073(428)4165(直)

確定拠出型の年金です。

過去5年間の運用実績は **3.45%** です
(平均利回り・平成14～18年度)

単年度利回り…平14(△4.65%)、平15(5.99%)、平16(3.40%)
平17(9.80%)、平18(3.27%)